

地域活性化・生活対策臨時交付金制度要綱

平成 21 年 1 月 27 日
府 地 活 第 1 号
総 行 応 第 8 号
20 文 科 政 第 59 号
厚生労働省発会第 0127002 号
20 農 振 第 1650 号
平成 21・01・20 財地第 1 号
国 総 政 第 76 号
環境対発第 090127001 号

地域活性化・生活対策臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

第 1 地域活性化・生活対策臨時交付金の目的

地域活性化・生活対策臨時交付金は、地域活性化等に資する事業（「地方再生戦略」（平成 19 年 11 月 30 日 地域活性化統合本部会合了承、平成 20 年 12 月 19 日改定。以下「地方再生戦略」という。）又は「生活対策」（平成 20 年 10 月 30 日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。以下「生活対策」という。）に対応した事業）を行うため、地方公共団体が作成した地域活性化・生活対策実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義等

1 地域活性化・生活対策臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

2 交付対象者

地域活性化・生活対策臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下「地方公共団体」という。）とする。

3 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、地域活性化等に資する事業（地方再生戦

略又は生活対策に対応した事業)の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業とする。ただし、国の補助事業等にあつては別表に定める事業であつて国の平成20年度一般会計補正予算(第2号)又は特別会計補正予算(特第2号)に計上される事業、地方単独事業にあつては平成20年10月31日以降に実施される事業に限る。

4 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

第3 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した一の実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 1) 実施計画作成地方公共団体の名称
- 2) 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 3) 交付対象事業と地方再生戦略及び生活対策との関係
- 4) 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 5) 事業実施期間
- 6) その他必要な事項

第4 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める大臣(以下「交付担当大臣」という。)と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、別紙により算出される地方公共団体ごとの交付限度額以内となることを勘案して定めるものとする。

- 1 当該地方公共団体の交付対象経費に係る交付対象事業が別表(い)欄に掲げる事業のみであり、かつ、当該各交付対象事業について、同表(ろ)欄の当該各項に定める大臣が一のみである場合 当該大臣
- 2 1以外の場合 総務大臣

第5 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第4により作成した配分計画について、交付担当大臣と連

名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第6 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第7 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

別表

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を所掌する大臣
<p>沖縄振興特別事業費補助金 (沖縄 IT 津梁パーク整備事業に限る。)</p>	<p>内閣総理大臣</p>
<p>地域情報通信基盤整備推進交付金</p>	<p>総務大臣</p>
<p>過疎地域集落等整備事業費補助金 (過疎地域集落再編整備事業に限る。)</p>	<p>総務大臣</p>
<p>水道施設整備費補助 (重要給水施設配水管、基幹水道構造物の耐震化事業、石綿セメント管更新事業及び老朽管更新事業に限る。)</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>水道施設整備費補助 (水道用水供給施設整備費(専用施設)に限る。)</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>医療施設等設備整備費補助金 (災害派遣医療チーム体制設備整備事業に限る。)</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>安全・安心な学校づくり交付金</p>	<p>文部科学大臣</p>
<p>食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金 (家畜衛生の推進に限る。)</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金 (家畜衛生の推進に限る。)</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>農業・食品産業強化対策整備交付金 (強い農業づくり交付金)</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>担い手育成・確保対策整備費補助金 (地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業のうち共同利用施設補助事業に限る。)</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>かんがい排水事業費補助 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業(予算補助)に限る。)</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>諸土地改良事業費補助 (地域水ネットワーク再生事業に限る。)</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>農山漁村活性化対策整備交付金 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)</p>	<p>農林水産大臣</p>

海岸環境整備事業費補助	農林水産大臣
森林整備・林業等振興施設整備交付金 (森林・林業・木材産業づくり交付金)	農林水産大臣
水産物供給基盤整備事業費補助 (特定漁港漁場整備事業を除く。)	農林水産大臣
水産資源環境整備事業費補助 (特定漁港漁場整備事業を除く。)	農林水産大臣
漁村総合整備事業費補助	農林水産大臣
農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費補助	農林水産大臣
水産業強化対策施設整備交付金 (強い水産業づくり交付金)	農林水産大臣
資源回復等推進支援事業費補助金	農林水産大臣
工業用水道事業費補助	経済産業大臣
まちづくり交付金	国土交通大臣
都市再生推進事業費補助 (民間都市開発緊急促進事業に限る。)	国土交通大臣
都市再生推進事業費補助 (都市再生区画整理事業(組合等施行)に限る。)	国土交通大臣
安全市街地整備道路事業費補助 (内地・土地区画整理組合等施行(間接補助)に限る。)	国土交通大臣
先導的都市環境形成促進事業費補助金	国土交通大臣
都市・地域交通戦略推進事業費補助	国土交通大臣
総合流域防災事業費補助 (雪崩対策事業)	国土交通大臣
河川改修費補助 (広域河川改修事業のうち一般河川改修事業に限る。)	国土交通大臣
都市河川改修費補助 (都市河川改修事業のうち一般河川改修事業に限る。)	国土交通大臣
都市河川改修費補助 (都市河川改修事業のうち地震・高潮等対策河川事業に限る。)	国土交通大臣

都市河川改修費補助 (都市基盤河川改修事業に限る。)	国土交通大臣
総合流域防災事業費補助 (準用河川改修事業に限る。)	国土交通大臣
住宅市街地総合整備促進事業費補助 (住宅・建築物耐震改修等事業に限る。)	国土交通大臣
交通施設バリアフリー化設備整備費補助金	国土交通大臣
都市鉄道整備事業費補助 (地下高速鉄道整備事業)	国土交通大臣
都市鉄道整備事業費補助 (空港アクセス鉄道等整備事業)	国土交通大臣
鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通大臣
公共交通移動円滑化設備整備費補助金	国土交通大臣
みなと振興交付金	国土交通大臣
観光圏整備事業費補助金	国土交通大臣
循環型社会形成推進交付金	環境大臣

1 都道府県

下記の算式により算定した額とする。

ただし、財政力指数（地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成 20 年度前 3 年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値をいう。以下同じ。）が 1.05 以上の都道府県にあっては、0 とする。

算式

$$\text{地方再生対策費算定額} \times (\alpha \times 0.4 + \beta \times 0.4 + 0.2) \times (\gamma \times 0.50 + 0.50) \times \delta$$

算式の符合

地方再生対策費算定額：平成 20 年度において地方交付税法附則第 5 条の 2 の規定により算定した額

α ：有効求人倍率に対応する率

次の算式によって算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{1}{A}$$

算式の符号

A 厚生労働省が調査した有効求人倍率（季節調整値）（新規学卒者を除きパートタイムを含む）のうち、平成 19 年 11 月から平成 20 年 10 月までの各月分として公表された数の合計を 12 で除して得た数

β ：公的固定資本形成に対応する率

次の算式によって算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(A \div B) \times 100}{3.9}$$

算式の符号

A 内閣府が作成した県民経済計算年報（平成 20 年版）の「4. 県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度の額の合算額

B 内閣府が作成した県民経済計算年報（平成 20 年版）の「4. 県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度の額の合算額

γ ：1.05－財政力指数

δ ：内閣総理大臣が別に定める乗率

2 市町村

下記の算式により算定した額とする。

ただし、財政力指数が 1.05 以上の市町村にあつては、0 とする。

算式

$$\text{地方再生対策費算定額} \times \alpha \times (\gamma \times 0.80 + 0.20) \times \delta$$

算式の符合

地方再生対策費算定額：平成 20 年度において地方交付税法附則第 5 条の 2 の規定により算定した額

※ 合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第 2 条第 2 項又は市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）第 2 条第 2 項に規定する市町村をいう。以下同じ。）にあつては、次に掲げる額のいずれか大きい額
ア 平成 20 年度において合併市町村について地方交付税法附則第 5 条の 2 の規定により算定した額

イ 普通交付税に関する省令附則第 19 条の 14 第 7 項の規定により分別又はあん分した測定単位により、平成 20 年度において合併関係市町村（合併特例法第 2 条第 3 項又は合併新法第 2 条第 3 項に規定する市町村をいう。）ごとに地方交付税法附則第 5 条の 2 の規定により算定した額の合算額

α ：次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
離島振興法第 2 条第 1 項の規定により同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島若しくは小笠原振興開発特別措置法第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島又は沖縄島をその区域の全部若しくは一部とする市町村（以下「離島市町村」という。）	1.2
沖縄振興特別措置法第 3 条第 3 号に規定する離島をその区域の全部又は一部とする市町村（以下「沖縄振興特別措置法離島市町村」という。）	1.4
過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる市町村を含む。）	1.2
山村振興法第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村に該当する市町村	1.2
過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村	1.1
山村振興法第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村にその区域の一部が該当する市町村	1.1
本要綱の施行日の前日までに、地方再生戦略に基づく定住自立圏構想に係る先行実施団体の中心市となった市	1.4
その他の市町村	1.0

γ ：1.05－財政力指数

δ ：内閣総理大臣が別に定める乗率